

2022年8月16日  
出光興産株式会社

## 令和4年8月3日からの大雨により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

2022年8月3日からの大雨により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された山形県の4市6町、新潟県の2市1村、青森県4市8町2村およびその周辺地域12市11町3村の計53市町村において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

### 1 適用対象

令和4年8月3日からの大雨により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### 2 特別措置の内容

#### ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2022年5月、6月、7月および8月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2022年7月、8月、9月および10月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

#### イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の翌月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

#### ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2023年2月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2023年2月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

## 工 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2023年2月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

## オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2023年2月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

### ■お問合せ先

低圧のお客様

**出光興産「電気お客様センター」**  
☎0120-033-364（フリーダイヤル）  
※ガイダンス6「その他」をお選びください  
【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)

高圧・特別高圧のお客様

**出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部**  
☎03-6870-6552  
【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)

**対象市町村名**

&lt;災害救助法適用日：8月3日&gt;

## ●災害救助法適用市町村（6市6町1村）

都道府県	市町村
山形県	米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町
新潟県	村上市、胎内市、岩船郡関川村

## ●隣接市町村（8市7町2村）

都道府県	市町村
宮城県	刈田郡七ヶ宿町
山形県	山形市、鶴岡市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、最上郡大蔵村
福島県	福島市、喜多方市、耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町
新潟県	新発田市

&lt;災害救助法適用日：8月9日&gt;

## ●災害救助法適用市町村（4市8町2村）

都道府県	市町村
青森県	弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鱒ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

## ●隣接市町村（4市4町1村）

都道府県	市町村
青森県	青森市、黒石市、十和田市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村
秋田県	大館市、鹿角郡小坂町、山本郡藤里町、山本郡八峰町

以上